特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称 予防接種に関する事務				
②事務の概要	飯塚市では、予防接種法第5条に基づき、定期予防接種(A類疾病・B類疾病)対象者で、飯塚市に住民票を有する者に対して、予防接種を実施し、対象者への通知・請求等の事務、結果の管理に関する事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成(個人通知の発送・市報・ホームページ等の掲載) ②医療機関・保護者・接種者等からの相談対応事務 ③医療機関からの委託料の請求・保護者からの償還払い請求等に関する事務 ④結果の保管(健康管理台帳の作成)			
③システムの名称 健康管理システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表14の項

- ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条
- ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	項 <情報提供の根拠 番号法第19条第8号	} }に基づく利用特 > }	寺定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の 寺定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、29、153、154

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 健幸保健課 感染症対策室
②所属長の役職名	福祉部 健幸保健課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-96-8240

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 福祉部 健幸保健課 感染症対策室 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-96-8615

 9. 規則第9条第2項の適用
 []適用した

 適用した理由
 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	5年2月16日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年2月16日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記 載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ] 十分である スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 3. 特定個人情報の使用 <選択肢> 目的を超えた紐付け、事務に 1) 特に力を入れている 十分である] 必要のない情報との紐付けが [2) 十分である 行われるリスクへの対策は十 3)課題が残されている 分か <選択肢> 権限のない者(元職員、アク 1) 特に力を入れている セス権限のない職員等)に Γ 十分である] 2) 十分である よって不正に使用されるリス 3) 課題が残されている クへの対策は十分か 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 委託先における不正な使用 [十分である] 等のリスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 不正な提供・移転が行われ Γ 十分である] るリスクへの対策は十分か 2) 十分である 3)課題が残されている 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(提供)]接続しない(入手) I. <選択肢> 目的外の入手が行われるリ 1) 特に力を入れている Γ 十分である] スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 不正な提供が行われるリスク Γ 十分である] への対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項 等を遵守している。 申請時には申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの申請確認を 行っている。					

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	•啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[0]全	項目評価又は重点項目評価を実施	する
最も優先度が高いと考えられる対策	【 <選択肢>			
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				

変更箇所

変更箇	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5 評価実施機関における担				近日は当日には
平成29年4月1日	当部署①部署	こども・健康部 健幸・スポーツ課 にども・健康部 健幸・スポーツ課 保健セン	市民協働部 健幸・スポーツ課 市民協働部 健幸・スポーツ課 保健センター	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ	ター係 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	係 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	事後	
令和1年6月18日	様式変更による改訂			事後	
令和2年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 3.重大事故	令和2年2月6日 発生なし	令和2年2月6日 発生あり	事後	
令和2年6月18日	8 特定個人情報ファイルの	市民協働部 健幸・スポーツ課 保健センター 係 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	市民協働部 健幸・スポーツ課 母子保健係・ 成人保健係 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	事後	
令和3年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 3.重大事故	令和3年2月6日 発生あり	令和3年2月6日 発生なし	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署①部署	市民協働部 健幸・スポーツ課	市民協働部 健幸保健課	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	健幸・スポーツ課長	健幸保健課長	事後	
令和3年4月1日	8 特定個人情報ファイルの	市民協働部 健幸・スポーツ課 母子保健係・成人保健係 成人保健係 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	市民協働部 健幸保健課 母子保健係·成人保健係 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	事後	
令和3年11月1日	評価書名	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	予防接種法に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	飯塚市では、予防接種法第5条に基づき、定期予防接種(A類疾病・B類疾病)対象者で、飯塚市に住民票を有する者に対して、予防接種を実施し、対象者への通知・請求等の事務、結果の管理に関する事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成(個人通知の発送・市報・ホームページ等の掲載)(②医療機関・保護者・接種者等からの相談対応事務(③医療機関かの委託料の請求・保護者からの償還払い請求等に関する事務(④結果の保管(健康管理台帳の作成)	取琢巾では、予防接種法第5条に基づき、定 期予防接種(A類疾病・B類疾病)対象者で、飯 塚市に住民票を有する者に対して、予防接種 を実施し、対象者への通知・請求等の事務、 結果の管理に関する事務を行う。具体的な事 務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成(個人 通知の発送・市報・ホームページ等の掲載) ②医療機関・保護者・接種者等からの相談対 応事務 ③医療機関・G護者・接種者等からの相談対 応事務 ④結果の保管(健康管理台帳の作成) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る 予防接種事務を行う。具体的な事務内容は以 下のとおりとする。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種影等を登録、 管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ③予防接種の実施後に、接種配録の無会・提供 ③予防接種の実施後に、接種配録のの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 の等施後に、接種電影の野田会・提供 3予防接種の実施後に、接種配録のの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書の交付	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、MICJET番号連携サー パー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号 の理由 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第10項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ	市民協働部 健幸・スポーツ課 母子保健係・成人保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	市民協働部 健幸保健課 母子保健係・成人保健係・新型コロナウイルス 対策室 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	事後	
令和3年11月1日	家人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 現在	令和3年11月1日 現在	事後	
令和3年11月1日	IT 多い値判断値日 2 取	平成31年4月1日 現在	令和3年11月1日 現在	事後	
令和3年12月20日	1 関連情報 2 個人番号	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月1日	関における担当部者 ()部者	市民協働部 健幸保健課	【定期予防接種 A類疾病】福祉部 子育て支援課 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイルス感染症】市民協働部 健幸保健課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	健幸保健課長	【定期予防接種 A類疾病】子育て支援課長 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイル ス感染症】健幸保健課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する間合わせ	市民協働部 健幸保健課 母子保健係・成人保健係・新型コロナウイルス対策室 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	【定期予防接種 A類疾病】 福祉部 子育て支援課 母子保健係 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-43-3305 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイル ス感染症】 市民協働部 健幸保健課 成人保健係・新型コロナウイルス対策室 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	事後	
令和4年8月8日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	く情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 (第17,18,19 項) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第7号。) 第13 条 (情報提供の根拠> 情報提供なし	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 (第17,18,19 項) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第7号。) 第13 条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号(別表第二の16の2の項、 16の3の項)	事後	
令和4年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年11月1日時点	10万人以上30万人未満 令和4年8月8日時点	事後	
令和4年8月8日	IV リスク対策 1.提出する特 定個人情報保護評価書の種 類	基礎項目評価	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	
令和4年8月8日	型 IV リスク対策 8.監査	自己点検	自己点検	事後	
令和5年2月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1221・1222)	P P P P P P P P	事後	
令和5年2月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月8日 時点	令和5年2月16日 時点	事後	
令和5年2月16日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和5年2月16日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ①部署	【定期予防接種 A類疾病】福祉部 子育て支援課 [定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイル ス感染症]市民協働部 健幸保健課	市民協働部 感染症対策室	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	【定期予防接種 A類疾病】子育て支援課長 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイル ス感染症】健幸保健課長	市民協働部 感染症対策室長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	【定期予防接種 A類疾病】 福祉部 子育て支援課 母子保健係 住所:飯塚市新立岩・番・号 電話番号:0948-43-3305 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイル ス感染症】 市民協働部 健幸保健課 成人保健係・新型 コロナウイルス対策室 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	市民協働部 感染症対策室 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ①部署	市民協働部 感染症対策室	福祉部 健幸保健課 感染症対策室	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	市民協働部 感染症対策室長	福祉部 健幸保健課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314・1315・ 1316)	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-96-8240	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	市民協働部 感染症対策室 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002	福祉部 健幸保健課 感染症対策室 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-96-8615	事後	
令和6年7月11日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る 予防接種事務を行う。具体的な事務内容は以 下のとおりとする。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防 接種対象者及び発行した接種券の登録 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、 管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	削除	事後	※新型コロナウイルス感染症 に係る予防接種は定期接種 (B類疾病の対象になったため、令和6年度からは①②に 関する業務は実施しない
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	⑤予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書の交付	削除	事後	
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	
令和6年9月30日	3. 個人番号の利用	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ)	削除	事後	
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命へ(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表14の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	項が 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命 (東近の8年か即時、終数4金領7号)	く情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、 29、153の項 く情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表25、26、29、 153、154の項	事後	
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である		
令和7年1月7日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の 留意事項等を遵守している。 申請時には申請者からマイナンバーの提供を 受け、そのうえで記載されたマイナンバーの申 請確認を行っている。		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[O]全項目評価又は重点項目評価を実施する		